

令和6年度 函館市からのお知らせ



特殊詐欺被害防止対策機器の購入費を補助します

電話で親族や自治体、銀行等の職員を名乗り、現金やキャッシュカードをだまし取るなどの特殊詐欺が多発しています。函館市では、こうした被害を防ぐため、特殊詐欺被害防止機能付き電話機等(以下『電話機等』)の購入費の一部を補助します。



1 対象となる方

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 市内に居住し、かつ住民登録があること。
- (2) 申請をする時点で65歳以上であること。
- (3) 過去に本人または同一世帯の方が、この補助金の交付を受けていないこと。など

2 対象となる電話機等

令和6年度事業分については、市内に所在する店舗にて令和6年1月2日以降に購入した電話機等で、下記のいずれかに該当するものが対象です。

また、購入から90日以内または令和7年3月末日のいずれか早い期日までに申請が必要です。
※予算がなくなり次第、本年度の事業は終了します。

- (1) 固定電話機に接続する機器で、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有するもの。
- (2) 固定電話機に接続する機器で、管理サーバに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、または自動的に着信を切断する機能を有するもの。
- (3) (1)または(2)の機能を有する固定電話機

- ※ スマートフォン等の携帯電話機は補助対象外です。
- ※ 購入の際は特殊詐欺対策用であるかを必ず確認してください。
- ※ 市外店舗での購入やインターネットサイト、通信販売での購入は補助対象外です。



不明な場合は、事前にくらし安心課までお問い合わせください。

3 据助金額

電話機等の購入費用等（税込）に2分の1を乗じて得た額（100円未満切り捨て）になります。
また、据助金の上限額は10,000円です。

- ※ 送料、付属品の購入費や通信費等は據助対象外ですが、設置費は據助対象に含みます。
- ※ 1世帯につき1台限りの申請になります。
- ※ 付随サービスの加入および利用等に要する費用は據助対象外です。
- ※ 電器店等のポイントでの購入分やキャッシュバックによる購入分は據助対象外です。

4 必要書類

以下の(1)～(6)の書類をすべて揃えて、下記の窓口または郵送にて提出願います。

なお、(1)の申請書兼実績報告書は、くらし安心課（市役所1階）または各支所で配布しています。（市のホームページでもダウンロードできます。）

- (1) 据助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 領収書等の書類（申請者氏名、製品名、購入店舗名、購入年月日の記載があるもの）の写し
- (3) 購入した電話機等の機能が確認できるもの（カタログ、パンフレット等）の写し
- (4) 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、その他）の写し
- (5) 申請者の口座確認書類（通帳またはキャッシュカード）の写し
- (6) 申請者に市税の滞納がないことの証明書

※(6)の証明書は、税証明担当（市役所2階⑨番窓口）または各支所にて入手できます。（1件300円）

提出先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市市民部くらし安心課防犯担当（市役所1階）

5 その他

- ・据助金の交付後に、対象要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により据助金の交付を受けていたことが判明した場合、返金していただく必要があります。
- ・据助金の“振り込み詐欺”、“個人情報の搾取”にはご注意ください。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、据助金の交付を受けるために手数料などの振込を求めるはありません。
- ・自宅や職場などに市職員などをかたった不審電話や郵便があった場合は、函館市や最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

6 問い合わせ先

函館市市民部くらし安心課防犯担当 電話 (0138)21-3169